

事業名	センター運営管理費(消費生活)		
細事業名	消費者教育費	財務コード	545605
担当部課室	県民生活 部 消費生活安全 課 消費生活 担当 (内線)		1558

事業の概要

実施期間	始期 S51 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(直営)
事業の目的	だれ(何)を対象に 県民(消費者) その対象をどのような状態にして 消費者が適切に商品やサービスを選択するため、また消費者被害に遭わないようにするための知識や情報を得ることができる 結果、何に結びつけるのか 消費者安全の確保
事業の内容 主にH27年度	悪質商法や電話詐欺、子供、高齢者の誤飲等の注意喚起情報など、広く県民に消費生活に関する情報を提供するため、次の消費者教育・啓発に係る事業を県民生活センターで実施している。 テレビスポット「くらしの情報」(日曜、祝日を除く毎日30秒間のテレビ放送) 内容:悪質商法など消費者トラブル、消費者事故等についての注意喚起、その他消費生活に関する情報の提供 放送回数:534回 1局当たり267回 放送時間:YBS(平日18:55~19:00 土 17:25~17:30)、UTY(平日 18:50~18:55 土 18:50~18:55) 消費生活情報誌「かいじ号」 内容:消費者トラブル未然防止のための啓発、消費者講座等、啓発事業の周知 発行部数:17,000部/回 発行回数:3回 配布先:県内全市町村(自治会回覧、公的施設への設置)、消費生活協力員等(見守り活動、啓発活動事業で配付) くらしの豆知識 内容:国民生活センターが発行する契約に関する知識、消費者トラブルに関することなど、くらしに役立つ情報をコンパクトにまとめた小冊子 発行部数:160部 配布先:消費生活相談員(H28年度から「消費生活協力員」へ名称変更)等
根拠法令等	山梨県消費生活条例第28条(啓発活動及び教育の推進等)、消費者基本法第4条、消費者安全法第4条

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	26年度		27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	目標値	
活動指標	かいじ号発行部数	51000 部	51000部	51000部	51000部	51000部	目標設定の考え方 全市町村の他、消費生活協力員、消費者団体による地域における啓発活動(学校、職場、各種活動団体)での配付を予定数とした。
	活動指標達成率(実績値/目標値)			100.0 %			データの出典等 予算見積書
成果指標	成果指標達成率(実績値/目標値)			%			目標設定の考え方 データの出典等
	決算額又は予算額(千円)うち一財額	8,742		8,745	8,746	8,608	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	803 時間		803 時間	803 時間	803 時間	テレビスポット「くらしの情報」により、ほぼ毎日視聴率の高い時間帯(夕食の前後)に放送され、幅広い層の県民に、迅速・効率的に情報提供、普及啓発を行い、また、生活情報誌「かいじ号」を各市町村に配付し、自治会の回覧等により各世帯に周知されており、消費者被害の拡大防止等に大きく寄与している。	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	くらしの豆知識は相談業務等に当たる相談員等の資料として情報提供、啓発活動の質の向上に役立っている。	
所要時間計	803 時間		803 時間	803 時間	715 時間		
人件費コスト 単位:千円(@2,044円×所要時間)	1,641		1,641	1,641	1,461		

これまでの事業の見直し・改善状況

H25年度:啓発用リーフレット、パンフレット作成については消費者啓発事業費(金融広報中央委員会助成金)へ予算組み替え

活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率			
b	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率			
	b		テレビスポット「くらしの情報」により、ほぼ毎日視聴率の高い時間帯(夕食の前後)に放送され、高齢者、主婦、子供など、幅広い層の県民に、迅速・効率的に情報提供、普及啓発を行っている。 また、生活情報誌「かいじ号」を各市町村に配付し、自治会の回覧等で各世帯に周知するとともに、消費生活協力員、消費者団体等の地域における啓発活動で活用し、様々な場で、消費生活に必要な情報が周知されており、多くの消費者が生活情報をテレビ・新聞・回覧板等で入手しているというアンケート結果が得られている。 このように多様な手段で情報提供を行うことにより、消費者被害の拡大防止等に大きく寄与し、意図した成果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	「消費者基本法」及び「山梨県消費生活条例」に基づき、「消費者の利益と擁護」を図るため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等についてテレビ放送、情報誌の配付を、広く県民に啓発する方法として実施している。(テレビスポット:S51~、かいじ号H9~) 県内の消費者相談の件数はここ数年横ばいとなっているが、相談内容は多岐にわたり、特殊詐欺など新たな消費者被害が後を絶たない状況である。 インターネットの普及により、ホームページへの掲載等による情報提供も可能となっているが、アンケート調査によると高齢者をはじめ幅広い世代において消費者に係る情報をテレビや回覧板などで入手することが多いという結果が得られており、今後も情報発信の手段として必要不可欠である。	

・「以外の判断項目」の欄
 a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: フロントの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	テレビスポット「くらしの情報」については、視聴率の2番目に高い時間帯(夕食の前後)にほぼ毎日放送し、緊急、重大な事例についても随時対応することにより、迅速な情報提供、普及啓発を幅広い年齢層の県民に対して行っている。 情報誌「かいじ号」については、インターネットを活用することなどにより認知度の向上に取り組んでいるが、よりわかりやすく、役立つ情報とするため、誌面構成や内容の見直しを行うとともに、配付先、配付部数等についても検討を行う。また、その他の印刷物についても、効果を検証し、取捨選択するなど手法の見直しを検討する。 なお、インターネット相談については、十分な意思疎通が図られないことから、消費者相談窓口において対応を行っていく。	m

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	情報誌「かいじ号」について、より分かりやすく、印象に残りやすい情報となるように紙面構成の見直しを行うとともに、掲載する情報を精査し、他の広報媒体と使い分けをする中で発行回数の見直しを行うとともに、認知度の向上のため、インターネットを活用した周知や配付先、配布部数の見直しを行う。 また、「くらしの豆知識」については、配布先を再検討することにより購入部数を削減する。	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から
 選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:消費生活安全課

細事業名:消費者教育費

調書番号:2

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H27 所要 時間 (h)	H28 所要 時間 (h)A	H29 所要 時間 (h)B	縮減等 B-A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 テレビスポット 「くらしの情報」 (平日夕方30秒 のテレビ放送)	委託契約作成・契 約締結	4月	16	16	16	0	なし	委託契約に係る実務であり、適正 な時間で処理しているため。
	放送資料収集	毎月	192	192	192	0	なし	
	放送原稿案作成	毎月	192	192	192	0	なし	
	放送原稿依頼・校 正	毎月	96	96	96	0	なし	
	次年度計画作成	9・10月	40	40	40	0	なし	
(小計)			536	536	536	0		
2 消費生活情報 「かいじ号」 (年3回発行)	企画案の作成	4・7・10月	48	48	32	16	掲載内容及び発 行回数の見直し	掲載内容及び発行回数 の見直し
	関係機関原稿依 頼	4・7・10月	96	96	64	32	掲載内容及び発 行回数の見直し	
	原稿作成	4・7・10月	72	72	48	24	掲載内容及び発 行回数の見直し	
	レイアウト編集 (外部委託)	4・7・10月	0	0	0	0	なし	
	校正	4・7・10月	48	48	32	16	掲載内容及び発 行回数の見直し	
	印刷 (外部委託)	4・7・10月	0	0	0	0	なし	
	配付 (外部委託)	4・7・10月	0	0	0	0	なし	
(小計)			264	264	176	88		
3 くらしの豆知識 配付	発注	8月	1	1	1	0	なし	発注・校正は完成品への「名入れ」 のみであり、プロセス削減等の余 地無し
	校正	9月	1	1	1	0	なし	
	配付	10月	1	1	1	0	なし	
						0		
						0		
(小計)			3	3	3	0		
所要時間 (計)			803	803	715	88		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)